# 甲州市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

| 区　分 | 住民基本台帳人口<br>(令和6年1月1日) | 歳　出　額<br>A | 実　質　収　支 | 人　件　費<br>B | 人　件　費　率<br>B／A | (参考)<br>4年度の人件費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5年度 | 人<br>29,595 | 千円<br>22,189,245 | 千円<br>802,246 | 千円<br>2,805,714 | %<br>12.6 | %<br>13.2 |

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

| 区　分 | 職員数<br>A | 給与費 | | | | (参考) 一人当たり<br>給与費 B／A | (参考) 類似団体平均<br>一人当たり給与費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給　料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　B | | |
| 5年度 | 人<br>291 | 千円<br>1,035,551 | 千円<br>131,831 | 千円<br>409,919 | 千円<br>1,577,301 | 千円<br>5,420 | 千円<br>5,916 |

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況

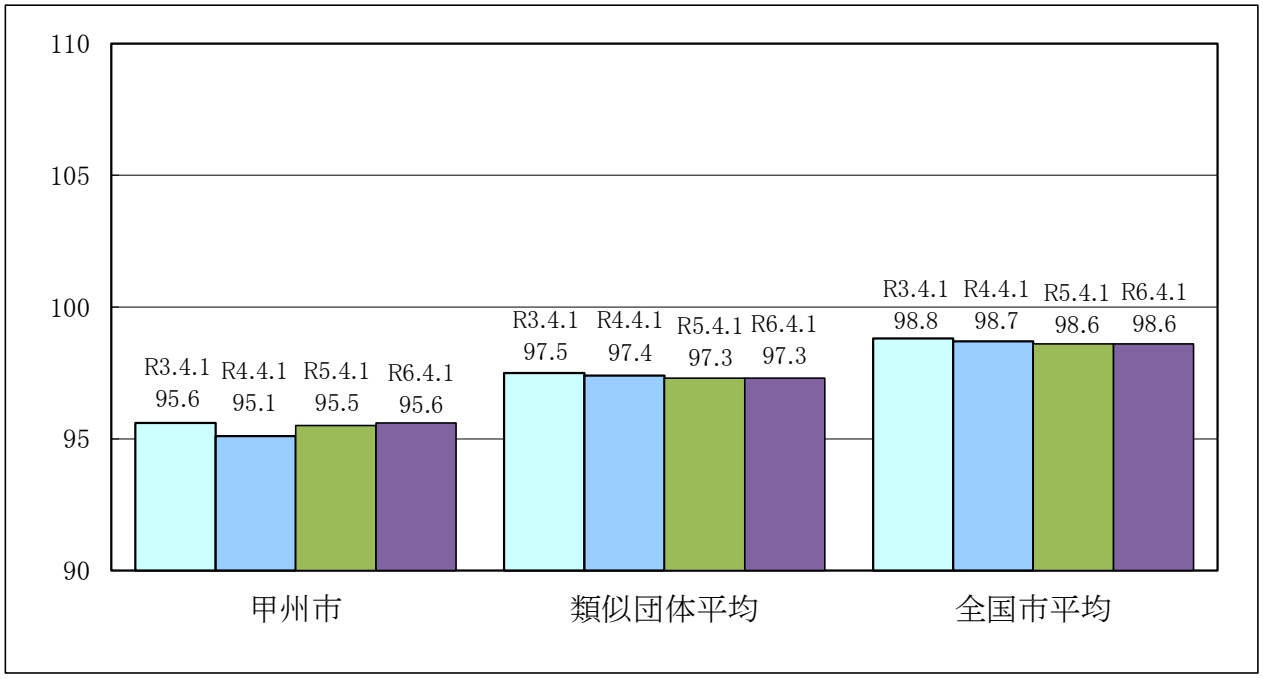


(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給割合)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

## (4)給与改定の状況

①月例給

| 区　分 | 人事委員会の勧告 | | | | 給与改定率 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 民間給与<br>A | 公務員給与<br>B | 較差<br>A － B | 勧告<br>(改定率) | |
| 6年度 | 円 | 円 | 円<br>〈　　%) | % | % |

| (参考)<br>国の改定率 |
|---|
| %<br>2.76 |

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

| 区　分 | 人事委員会の勧告 | | | | 年間支給月数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 民間の支給割合<br>A | 公務員の支給月数<br>B | 較差<br>A － B | 勧告<br>(改定月数) | |
| 6年度 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |

| (参考)<br>国の年間<br>支給月数 |
|---|
| 月<br>4.60 |

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①　給料表の見直し

実施

実施内容

(給料表の改定実施時期)　平成27年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②　地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)　国基準16%に対し、甲州市においても16%を支給できるよう条例改正(規則により平成30年3月31日までは15%支給)(医師のみ)
(実施時期)　平成27年4月1日より条例施行

③　その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額(国ベース) |
|---|---|---|---|---|
| 甲州市 | 41.1 歳 | 305,200 円 | 352,400 円 | 331,700 円 |
| 山梨県 | 42.8 歳 | 328,862 円 | 405,341 円 | 364,392 円 |
| 国 | 42.1 歳 | 323,823 円 | — | 405,378 円 |
| 類似団体 | 42.6 歳 | 318,300 円 | 374,345 円 | 343,522 円 |

②技能労務職

| 区　分 | 公務員 | | | | | 民間 | | | 参考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額(A) | 平均給与月額(国ベース) | 対応する民間の類似職 | 平均年齢 | 平均給与月額(B) | A／B |
| 甲州市 | 55.4 歳 | 8 人 | 252,400 円 | 260,400 円 | 259,900 円 | — | — | — | — |
| うち学校給食員 | 59.9 歳 | 4 人 | 220,500 円 | 225,400 円 | 225,400 円 | 調理士 | 49.2 歳 | 267,000 円 | 0.84 |
| うち用務員 | 56.3 歳 | 2 人 | 299,300 円 | 303,500 円 | 303,500 円 | 用務員 | 49.1 歳 | 244,800 円 | 1.24 |
| 山梨県 | 55.8 歳 | 69 人 | 350,661 円 | 395,014 円 | 371,074 円 | — | — | — | — |
| 国 | 51.2 歳 | 1,829 人 | 288,144 円 | — | 330,553 円 | — | — | — | — |
| 類似団体 | 52.3 歳 | 11 人 | 307,888 円 | 334,311 円 | 319,875 円 | — | — | — | — |

| 区分 | 参考 | | |
|---|---|---|---|
| | 年収ベース(試算値)の比較 | | |
| | 公務員(C) | 民間(D) | C／D |
| 甲州市 | — | — | — |
| うち学校給食員 | 3,697,050 円 | 3,466,100 円 | 1.07 |
| うち用務員 | 4,988,850 円 | 3,297,300 円 | 1.51 |

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)
※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

| 区　分 | | 甲州市 | 山梨県 | 国 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大学卒 | 196,200 円 | 203,918 円 | 196,200 円 |
| | 高校卒 | 166,600 円 | 172,181 円 | 166,600 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 164,000 円 | 175,002 円 | — |
| | 中学卒 | 155,300 円 | 156,464 円 | — |

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

| 区　分 | | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大学卒 | 273,600 円 | 348,500 円 | 382,900 円 | 394,900 円 |
| | 高校卒 | — 円 | — 円 | 333,500 円 | 374,400 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | — 円 | — 円 | 275,600 円 | 298,400 円 |
| | 中学卒 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 |

## 3　一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

| 区　分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号級の給料月額 | 最高号級の給料月額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7級 | 会計管理者、課長 | 4　人 | 1.6% | 円 365,500 | 円 446,200 |
| 6級 | 課長 | 15　人 | 6.0% | 円 323,100 | 円 411,300 |
| 5級 | 課長補佐、主幹 | 44　人 | 17.7% | 円 295,400 | 円 394,000 |
| 4級 | 副主幹、主査 | 41　人 | 16.5% | 円 271,600 | 円 382,000 |
| 3級 | 主査、副主査 | 84　人 | 33.7% | 円 240,900 | 円 351,000 |
| 2級 | 主任 | 29　人 | 11.6% | 円 208,000 | 円 305,200 |
| 1級 | 主事、技師、主事補、技師補 | 32　人 | 12.9% | 円 162,100 | 円 249,400 |

(注)1　甲州市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

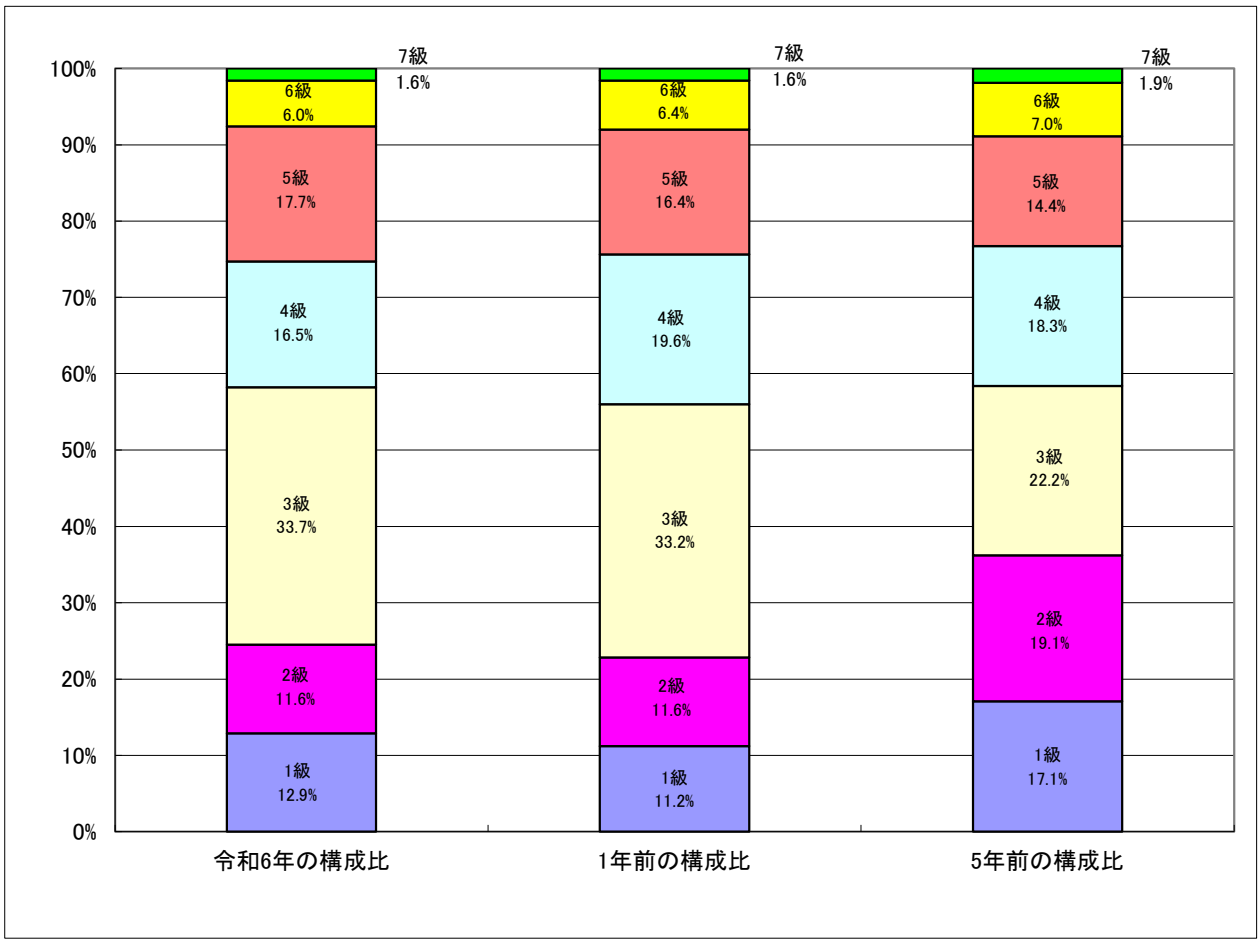

(2) 国との給与表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)

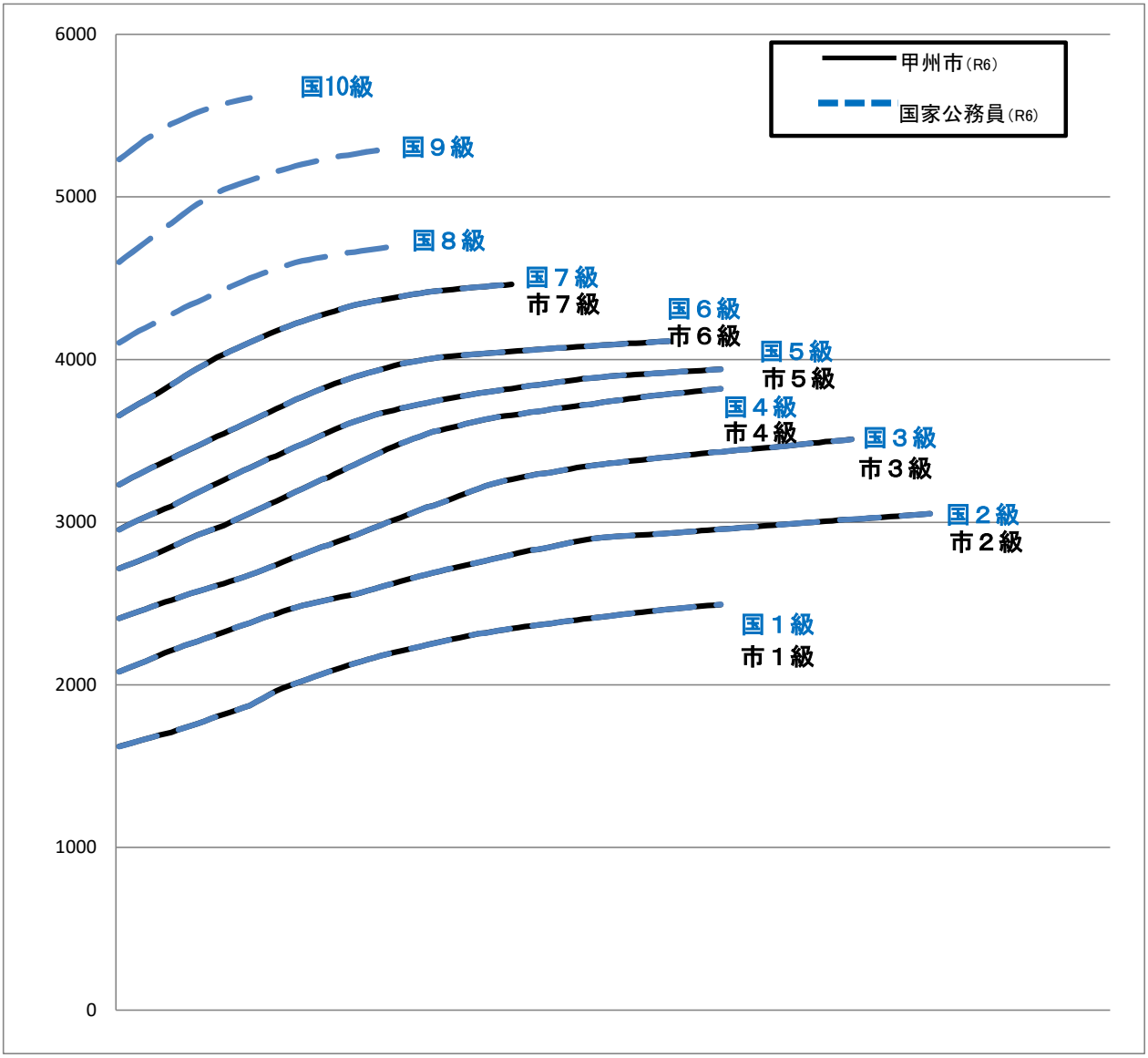


(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(甲州市)

| 令和6年度中における運用 | | 管理職員 | | 一般職員 | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ　人事評価を活用している | | ○ | | ○ | |
| | 活用している昇給区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 |
| | 上位、標準、下位の区分 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 上位、標準の区分 | | | | |
| | 標準、下位の区分 | | | | |
| | 標準の区分のみ(一律) | | | | |
| ロ　人事評価を実施していない | | | | | |
| | 活用予定時期 | | | | |

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

| 甲 州 市 | 山 梨 県 | 国 |
|---|---|---|
| 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>1,464 千円 | 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>1,636 千円 | ― |
| (令和5年度支給割合)<br>期末手当 勤勉手当<br>2.45 月分 2.05 月分<br>( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分 | (令和5年度支給割合)<br>期末手当 勤勉手当<br>2.45 月分 2.05 月分<br>( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分 | (令和5年度支給割合)<br>期末手当 勤勉手当<br>2.45 月分 2.05 月分<br>( 1.375 )月分 ( 0.975 )月分 |
| (加算措置の状況)<br>職務の級等による加算措置<br>・役職加算 5～15% | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算 5～20%・管理職加算 10～25% | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算 5～20%・管理職加算 10～25% |

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(甲州市)

| 令和6年度中における運用 | | 管理職員 | | 一般職員 | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ 人事評価を活用している | | ○ | | ○ | |
| | 活用している成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 |
| | 上位、標準、下位の成績率 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 上位、標準の成績率 | | | | |
| | 標準、下位の成績率 | | | | |
| | 標準の成績率のみ(一律) | | | | |
| ロ 人事評価を活用していない | | | | | |
| | 活用予定時期 | | | | |

### (2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

| 甲 州 市 | | | 国 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.70900 月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.70900 月分 |
| 最高限度 | 47.7090 月分 | 47.70900 月分 | 最高限度 | 47.7090 月分 | 47.70900 月分 |
| その他の加算措置 甲州市職員早期退職優遇制度措置(2%～20%)加算 | | | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%)加算 | | |
| 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>12,599 千円 | | | | | |

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

| 支給実績(令和5年度決算) | | 1,367 千円 | |
|---|---|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算) | | 455,904 千円 | |
| 支給対象地域 | 支給割合 | 支給対象職員数 | 国の制度(支給割合) |
| 山梨県甲州市(医師) | 16.0 % | 1 人 | 16.0 % |
| 山梨県甲府市 | 3.5 % | 2 人 | 6.0 % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |

### (4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

| 支給実績(令和5年度決算) | | 309 千円 | |
|---|---|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算) | | 28,091 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度) | | 3.8 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 8種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 徴収手当 | 税務課職員 | 市税の徴収に関する事務のうち、差押え、引揚げ、公売に従事した職員 | 差押え1件300円<br>引揚げ1件500円<br>公売1回300円 |
| 防疫等作業手当 | 健康増進課職員 | 感染症の患者等の救護、病原体が付着した物件の処理に従事した職員 | 1日につき500円 |
| 医師診療従事手当 | 健康増進課職員 | 診療に従事した医師 | 月額300,000円 |
| 精神保健福祉業務従事手当 | 福祉総合支援課職員 | 精神障害者福祉施設に勤務する職員 | 1日につき220円<br>補助業務に従事した場合にあっては170円 |
| 行旅死亡人等取扱手当 | 福祉総合支援課職員 | 行旅死亡人の取り扱い又は行旅病人の救護に従事した職員 | 行旅死亡人取扱い1回につき5,500円<br>行旅病人の救護1回につき1,000円 |
| 福祉業務手当 | 福祉総合支援課職員 | 生活保護の指導監督を行う業務に従事する職員 | 1日につき220円 |
| 清掃業務手当 | 環境課職員 | し尿処理業務、犬、ねこ等の死体取扱いに従事した職員 | し尿処理業務1日につき390円<br>犬、ねこ等の死体の取扱い1件につき600円 |
| 有害物取扱手当 | 上下水道課職員 | 液体塩素を取り扱う業務 | 1件につき500円 |

### (5) 時間外勤務手当

| 支給実績(令和5年度決算) | 42,688 千円 |
|---|---|
| 職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算) | 140 千円 |
| 支給実績(令和4年度決算) | 60,057 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算) | 220 千円 |

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績(令和5年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算) |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 配偶者6,500円　子10,000円<br>配偶者以外の扶養親族6,500円<br>満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円加算 | 同じ | ― | 30,538 千円 | 265,548 円 |
| 住居手当 | 借家の場合　家賃の額に応じ27,000円を限度に支給 | 同じ | ― | 14,798 千円 | 302,000 円 |
| 通勤手当 | 交通機関利用者55,000円まで支給<br>交通用具利用者2km以上5km未満2,000円<br>5km以上10km未満4,200円<br>10km以上15km未満7,100円以下同様に5km区分毎に額設定最高限度額片道60km以上31,600円 | 同じ | ― | 10,622 千円 | 48,063 円 |
| 管理職手当 | 主幹以上の役職に支給<br>7級月額53,100円<br>6級月額49,900円(課長職)41,600円(課長補佐)<br>5級月額39,700円(課長補佐)<br>35,700円(主幹) | | | 31,630 千円 | 486,615 円 |
| 宿日直手当 | 庁舎の宿日直1回につき4,400円 | 同じ | ― | 931 千円 | 4,400 円 |

## 5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

| 区分 | | 給料月額等 | (参考) 類似団体における最高／最低額 |
|---|---|---|---|
| 給料 | 市長 | 811,000 円<br>( 円 ) | 985,000 円 ／ 391,500 円 |
| | 副市長 | 633,000 円<br>( 円 ) | 790,000 円 ／ 420,000 円 |
| 報酬 | 議長 | 380,000 円<br>( 円 ) | 545,000 円 ／ 230,000 円 |
| | 副議長 | 345,000 円<br>( 円 ) | 475,000 円 ／ 200,000 円 |
| | 議員 | 335,000 円<br>( 円 ) | 442,000 円 ／ 180,000 円 |
| 期末手当 | 市長<br>副市長 | (令和5年度支給割合)<br>4.20 月分 | |
| | 議長<br>副議長<br>議員 | (令和5年度支給割合)<br>3.25 月分 | |
| 退職手当 | | (算定方式) | (1期の手当額) / (支給時期) |
| | 市長 | 給与月額×在職月数×0.42 | 16,349,760 円 / 任期毎 |
| | 副市長 | 給与月額×在職月数×0.25 | 7,596,000 円 / 任期毎 |
| | 備考 | | |

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

| 区分 / 部門 | | | 職員数 令和5年 | 職員数 令和6年 | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 5 | 5 | 0 | |
| | | 総務 | 83 | 83 | 0 | |
| | | 税務 | 23 | 23 | 0 | |
| | | 民生 | 48 | 51 | 3 | 業務増 |
| | | 衛生 | 28 | 25 | △ 3 | 事務の統廃合 |
| | | 労働 | 1 | 1 | 0 | |
| | | 農林水産 | 17 | 17 | 0 | |
| | | 商工 | 12 | 12 | 0 | |
| | | 土木 | 20 | 21 | 1 | 派遣による増 |
| | | 計 | 237 | 238 | 1 | ＜参考＞<br>人口1万当たり職員数 80.92 人<br>(類似団体の人口1万当たり職員数 85.28 人) |
| | 教育部門 | | 54 | 53 | △ 1 | 業務減 |
| | 消防部門 | | － | － | － | |
| | 小計 | | 291 | 291 | 0 | ＜参考＞<br>人口1万当たり職員数 98.94 人<br>(類似団体の人口1万当たり職員数 109.56 人) |
| 公営企業等会計部門 | 病院 | | 3 | 3 | 0 | |
| | 水道 | | 16 | 16 | 0 | |
| | 交通 | | － | － | － | |
| | 下水道 | | 6 | 6 | 0 | |
| | その他 | | 28 | 29 | 1 | 業務増 |
| | 小計 | | 53 | 54 | 1 | |
| 合計 | | | 344<br>[ 470 ] | 345<br>[ 470 ] | 1<br>[ 0 ] | ＜参考＞<br>人口1万当たり職員数 117.30 人 |

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

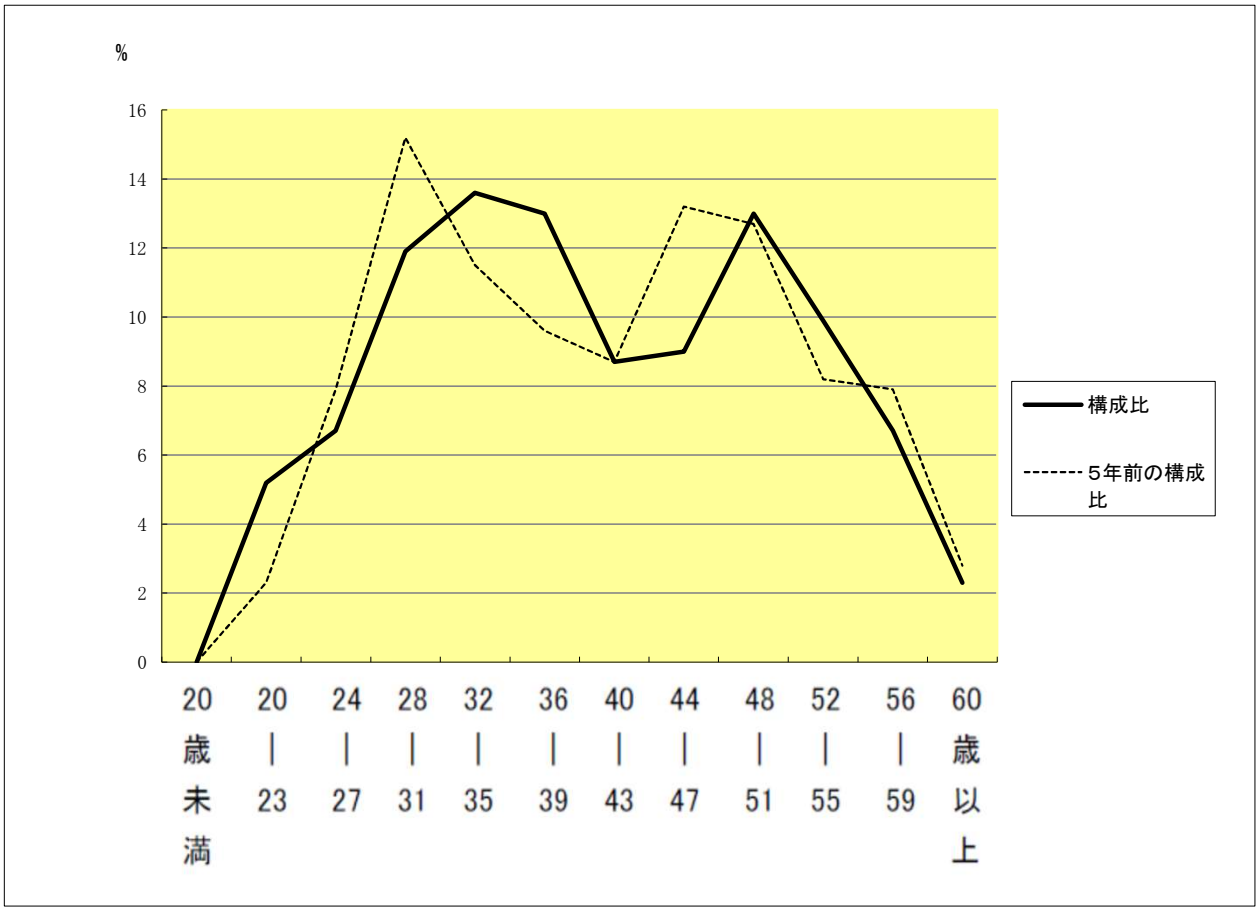


| 区 分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員数 | 人 0 | 人 18 | 人 23 | 人 41 | 人 47 | 人 45 | 人 30 | 人 31 | 人 45 | 人 34 | 人 23 | 人 8 | 人 345 |

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

| 年度 / 部門別 | 元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 過去5年間の増減数(率) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政 | 240 | 239 | 236 | 234 | 237 | 238 | △ 2 ( -0.8% ) |
| 教 育 | 60 | 60 | 58 | 55 | 54 | 53 | △ 7 ( -11.7% ) |
| 消 防 | - | - | - | - | - | - | - ( - ) |
| 普通会計計 | 300 | 299 | 294 | 289 | 291 | 291 | △ 9 ( -3.0% ) |
| 公営企業等会計計 | 55 | 58 | 58 | 55 | 53 | 54 | △ 1 ( -1.8% ) |
| 総合計 | 355 | 357 | 352 | 344 | 344 | 345 | △ 10 ( -2.8% ) |

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区　分 | 総費用<br>A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費<br>B | 総費用に占める職員給与費比率<br>B／A | (参考)<br>4年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5年度 | 千円<br>945,052 | 千円<br>89,329 | 千円<br>90,690 | %<br>9.6 | %<br>10.2 |

(注)資本勘定支弁職員にかかる職員給与費は含まない

| 区　分 | 職員数<br>A | 給与費 | | | | 一人当たり給与費　B／A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給　料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　B | |
| 5年度 | 人<br>16 | 千円<br>58,173 | 千円<br>9,692 | 千円<br>22,825 | 千円<br>90,690 | 千円<br>5,668 |

| (参考) 水道事業(市町村)平均一人当たり給与費 |
|---|
| 千円<br>6,118 |

(注)1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。
　　3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

| 区　分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 甲州市(水道事業) | 42.9　歳 | 313,890　円 | 472,343　円 |
| 団 体 平 均 | 45.8　歳 | 337,221　円 | 508,691　円 |
| 事　業　者 | 歳 | 円 | 円 |

(注)1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
　　2　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 甲 州 市 (水道事業) | 甲 州 市 (一般行政職) |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>1,426　千円 | 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>1,464　千円 |
| (令和5年度支給割合)<br>期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分<br>勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分 | (令和5年度支給割合)<br>期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分<br>勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分 |
| (加算措置の状況)<br>職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15% | (加算措置の状況)<br>職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15% |

(注)　(　　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

| 甲 州 市 (水道事業) | | | 甲 州 市 (一般行政職) | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695　月分 | 24.586875　月分 | 勤続20年 | 19.6695　月分 | 24.586875　月分 |
| 勤続25年 | 28.0395　月分 | 33.27075　月分 | 勤続25年 | 28.0395　月分 | 33.27075　月分 |
| 勤続35年 | 39.7575　月分 | 47.70900　月分 | 勤続35年 | 39.7575　月分 | 47.70900　月分 |
| 最高限度 | 47.7090　月分 | 47.70900　月分 | 最高限度 | 47.7090　月分 | 47.70900　月分 |
| その他の加算措置　甲州市職員早期退職優遇制度<br>措置(2%～20%)加算 | | | その他の加算措置　甲州市職員早期退職優遇制度<br>措置(2%～20%)加算 | | |
| 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>千円　※該当なし | | | 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>12,599 千円 | | |

(注)1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）　　※該当なし

| 支給実績 | | | 千円 |
|---|---|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額 | | | 円 |
| 支給対象地域 | 支給割合 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給割合） |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

| 支給実績（令和5年度決算） | | 334　千円 | |
|---|---|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | | 66,800　円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度） | | 31.2　% | |
| 手当の種類（手当数） | | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 有害物取扱手当 | 上下水道課職員 | 液体塩素を取り扱う業務 | 1件につき500円 |

オ　時間外勤務手当

| 支給実績（令和5年度決算） | 3,683　千円 |
|---|---|
| 職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | 283　千円 |
| 支給実績（令和4年度決算） | 4,521　千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算） | 322　千円 |

（注１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和6年4月1日現在）

| 手　当　名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（令和5年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | | 同じ | | 2,094　千円 | 209,400　円 |
| 住居手当 | | 同じ | | 1,368　千円 | 273,600　円 |
| 通勤手当 | | 同じ | | 674　千円 | 61,273　円 |
| 管理職手当 | | 同じ | | 1,504　千円 | 501,333　円 |
| 災害派遣手当 | | 同じ | | －　千円 | －　円 |
| 休日勤務手当 | | 同じ | | －　千円 | －　円 |
| 夜間勤務手当 | | 同じ | | －　千円 | －　円 |
| 宿日直手当 | | 同じ | | 35　千円 | 4,400　円 |
| 管理職員特別勤務手当 | | 同じ | | －　千円 | －　円 |

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区　分 | 総費用<br>A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費<br>B | 総費用に占める職員給与費比率<br>B／A | (参考)<br>4年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5年度 | 千円<br>895,623 | 千円<br>64,760 | 千円<br>32,379 | %<br>3.6 | %<br>3.9 |

(注)資本勘定支弁職員にかかる職員給与費は含まない

| 区　分 | 職員数<br>A | 給与費 | | | | 一人当たり給与費<br>B／A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給　料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　B | |
| 5年度 | 人<br>6 | 千円<br>20,977 | 千円<br>3,028 | 千円<br>8,374 | 千円<br>32,379 | 千円<br>5,397 |

| (参考) 下水道事業(市町村)平均一人当たり給与費 |
|---|
| 千円<br>6,023 |

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

| 区　分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 甲州市(下水道事業) | 40.7　歳 | 296,097　円 | 449,708　円 |
| 団 体 平 均 | 44.5　歳 | 334,536　円 | 501,579　円 |
| 事　業　者 | 歳 | | 円 |

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 甲 州 市 (下水道事業) | 甲 州 市 (一般行政職) |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>1,395　千円 | 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>1,464　千円 |
| (令和5年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.45　月分　2.05　月分<br>( 1.375 )月分　( 0.975 )月分 | (令和5年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.45　月分　2.05　月分<br>( 1.375 )月分　( 0.975 )月分 |
| (加算措置の状況)<br>職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15% | (加算措置の状況)<br>職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15% |

(注) (　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

| 甲 州 市 (下水道事業) | | | 甲 州 市 (一般行政職) | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.70900 月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.70900 月分 |
| 最高限度 | 47.7090 月分 | 47.70900 月分 | 最高限度 | 47.7090 月分 | 47.70900 月分 |
| その他の加算措置　甲州市職員早期退職優遇制度<br>措置(2%～20%)加算 | | | その他の加算措置　甲州市職員早期退職優遇制度<br>措置(2%～20%)加算 | | |
| 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>19,327 千円 | | | 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>12,599 千円 | | |

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）　　※該当なし

| 支給実績 | | | 千円 |
|---|---|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額 | | | 円 |
| 支給対象地域 | 支給割合 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給割合） |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）　　※該当なし

| 支給実績（令和5年度決算） | | | 千円 |
|---|---|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | | | 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度） | | | % |
| 手当の種類（手当数） | | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| | | | |

オ　時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和5年度決算） | 1,336　千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | 267　千円 |
| 支給実績（令和4年度決算） | 1,073　千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算） | 214　千円 |

（注１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和6年4月1日現在）

| 手　当　名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（令和5年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | | 同じ | | 342　千円 | 114,000　円 |
| 住居手当 | | 同じ | | 766　千円 | 255,333　円 |
| 通勤手当 | | 同じ | | 77　千円 | 25,667　円 |
| 管理職手当 | | 同じ | | 477　千円 | 477,000　円 |
| 災害派遣手当 | | 同じ | | －　千円 | －　円 |
| 休日勤務手当 | | 同じ | | －　千円 | －　円 |
| 夜間勤務手当 | | 同じ | | －　千円 | －　円 |
| 宿日直手当 | | 同じ | | 30　千円 | 4,400　円 |
| 管理職員特別勤務手当 | | 同じ | | －　千円 | －　円 |

## (3) ぶどうの丘事業

### ① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区　分 | 総費用<br>A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費<br>B | 総費用に占める職員給与費比率<br>B／A | (参考)<br>4年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5年度 | 千円<br>737,263 | 千円<br>8,242 | 千円<br>74,177 | %<br>10.1 | %<br>10.0 |

(注)資本勘定支弁職員にかかる職員給与費は含まない

| 区　分 | 職員数<br>A | 給与費 | | | | 一人当たり給与費　B／A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給　料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計　B | |
| 5年度 | 人<br>20 | 千円<br>61,408 | 千円<br>10,818 | 千円<br>24,814 | 千円<br>97,040 | 千円<br>4,852 |

| (参考) 観光施設事業(市町村) |
|---|
| 平均一人当たり給与費 |
| 千円<br>5,272 |

(注)1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。
　　3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

| 区　分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 甲　州　市 | ー　歳 | 264,166　円 | 404,333　円 |
| 団 体 平 均 | ー　歳 | 287,667　円 | 444,161　円 |
| 事　業　者 | 歳 | | 円 |

(注)1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
　　2　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 甲 州 市 (観光施設事業) | 甲 州 市 (一般行政職) |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>1,240　千円 | 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>1,464　千円 |
| (令和4年度支給割合)<br>期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分<br>勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分 | (令和4年度支給割合)<br>期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分<br>勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分 |
| (加算措置の状況)<br>職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15% | (加算措置の状況)<br>職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15% |

(注) (　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

| 甲 州 市(観光施設事業於) | | | 甲 州 市(一般行政職) | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695　月分 | 24.58688　月分 | 勤続20年 | 19.6695　月分 | 24.58688　月分 |
| 勤続25年 | 28.0395　月分 | 33.27075　月分 | 勤続25年 | 28.0395　月分 | 33.27075　月分 |
| 勤続35年 | 39.7575　月分 | 47.70900　月分 | 勤続35年 | 39.7575　月分 | 47.70900　月分 |
| 最高限度 | 47.7090　月分 | 47.70900　月分 | 最高限度 | 47.7090　月分 | 47.70900　月分 |
| その他の加算措置　甲州市職員早期退職優遇制度措置(2%～20%)加算 | | | その他の加算措置　甲州市職員早期退職優遇制度措置(2%～20%)加算 | | |
| 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>ー　千円　※支給なし | | | 1人当たり平均支給額(令和5年度)<br>12,599 千円 | | |

(注)1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）　　※該当なし

| 支給実績 | | | 千円 |
|---|---|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額 | | | 円 |
| 支給対象地域 | 支給割合 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給割合） |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |
| | % | 人 | % |

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）　※該当なし

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和5年度決算） | 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | 円 |

オ　時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和5年度決算） | 659　千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算） | 32　千円 |
| 支給実績（令和4年度決算） | 1,240　千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算） | 68　千円 |

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。